

各都道府県アーチェリー協会（連盟） 各位

（公社）全日本アーチェリー連盟
会長職務代行者 島田 晴男

国民体育大会における参加資格について（通知）

平素、本連盟の諸事業にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件、平成 27 年 12 月 26 日付「第 27 回体協国体発 166 号」文書により第 70 回国民体育大会における参加資格違反について、財団法人日本体育協会国民体育大会委員会（平成 27 年 12 月 10 日開催）において、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」（以下、処分規程）に基づき、下記のような処分内容が決定され、本連盟に処分の通知がありました。

なお、この処分は、本連盟加盟の都道府県競技団体ならびに選手・監督等、国体に係るすべての関係者に対する「注意」処分が含まれております。

つきましては、今後、このような事態が生じないよう、国体の参加資格に係る貴協会（連盟）関係者への周知ならびに指導の徹底をお願い申し上げます。

記

1. 違反内容 以下に示した規程に抵触

<規程>

●第 70 回国民体育大会実施要項総則

第 5 項 「参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準」（一部省略）

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ウ 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと

2. 処分内容

「処分規程」第 5 条 2 項(1) 2)を適用し、次の通りとする。

(1) 当該者

第 70 回大会（ブロック大会・本大会）への参加を認めない。

※規程の誤認に基づくもので、当該者の過失が軽微であることから、

「国民体育大会参加資格違反に係る参加禁止期間の取扱について」

で定める「1 大会の参加禁止とする」場合に該当するものとして取り扱う。

(2) 関係団体

当該県体育協会

文書による「注意」処分

公益社団法人全日本アーチェリー連盟

文書による「注意」処分